



山形県公報

平成18年7月14日(金)
第1758号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....(出納局)...1043

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財政課)...同  
土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...1044  
県営土地改良事業計画の決定.....(同)...同  
市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同  
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(同)...同  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...1045

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同  
同.....(同)...同  
一般競争入札の公告.....(健康福祉企画課)...1046  
平成18年度採石業務管理者試験の実施.....(産業政策課)...1047  
大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....(商業経済交流課)...同  
大規模小売店舗の新設に係る住民等の意見.....(同)...1048

### 正 誤

## 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第92号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号中「第139号の11」を「第139号の11、第228号の8」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第729号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成18年6月20日招集した山形県議会定例会は、同年7月5日閉会した。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 山 口 藤 雄 | 山形市蔵王成沢85 |

## 山形県告示第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営和合洪田地区土地改良(基幹水利施設補修事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営和合洪田地区土地改良(基幹水利施設補修事業)事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
東根市役所、村山市役所
- 縦覧に供する期間  
平成18年7月24日から同年8月21日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第732号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき遊佐町から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 都市計画の種類及び名称  
(1) 種 類 遊佐都市計画公園  
(2) 名 称 2・2・1号遊佐中央公園
- 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第733号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき遊佐町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種 類 遊佐都市計画道路  
(2) 名 称 7・5・1号鶴田舞鶴線及び7・5・2号鶴田東西線
- 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第734号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 " 本町三丁目14番18号 」 を 「 " 美原町21番1 」 に改める。

附 則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形
  - (2) 代表者の氏名  
枝松 直樹
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市荒楯町一丁目17番40号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山形という地方を拠点として世界の問題と関わり、以下の理念に基づき、世界の全ての人々が人間らしく生きることができる社会をめざす。
    - (1) 地球市民としての自覚を持ち、足元から行動する。
    - (2) 人種、性別、職業、宗教、個性などの違いを認め、地域独自の知恵と多様な文化を尊重し、積極的に活動に活かす。
    - (3) 経済、社会、人権の平等を求め、公正な社会の実現に努める。
    - (4) 人々の持つ様々な可能性に期待し、新しい価値観の創造をめざす。
    - (5) ボランティア活動を自己研鑽の場ととらえ、活動で得た経験や知識を個人、家族、職場、地域に還元する。
    - (6) 持続可能な地球環境を守るため、環境の保全、有機農業、リサイクル活動等を支援し、循環型の社会をめざす。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 地球のステージ

(2) 代表者の氏名

桑山 紀彦

(3) 主たる事務所の所在地

山形市小立一丁目10番30号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外において、子どもから大人まですべての人を対象にした国際理解を得る機会を提供し、世界と自らのつながりが意識できるような開発教育の場を提供する。また、世界の紛争や貧困にあえぐ国々への支援を行い、世界の平和、平等への意識づくりや直接的な貢献を実践することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県医師職業紹介システム(仮称)開発・運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成18年7月28日(金) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県医師職業紹介システム(仮称)開発・運用管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(4)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(5)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 過去3カ年度以内に山形県のコンピュータシステム開発・運用管理(1年以上継続したものに限る。)又はASPサービスに係る業務を受託した実績があること(共同企業体の構成員として当該業務を受託した場合は、出資比率が20パーセント以上であること)を証明できること。

(3) ISMS適合性評価制度による認定若しくはプライバシーマークを取得していること又は運用開始時までに取得できることが証明できること。

(4) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。

(5) 共同企業体のすべての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。

(6) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。

(7) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(9) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部健康福祉企画課医務担当 電話番号023(630)2110

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)から(4)までに係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては3の(5)から(9)までに係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。)を平成18年7月24日(月)午後3時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成18年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成18年10月13日(金) 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

#### 2 受験手続

受験願書を平成18年9月4日(月)から平成18年9月15日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、9月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

#### 3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉦政担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成18年8月14日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江西店  
寒河江市大字中郷字角田1600番外

#### 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成18年2月24日

#### 3 意見の概要

- (1) 周辺地域は、幹線道路があり、また住宅及び事業所が点在しているため、交通渋滞、騒音防止、廃棄物処理及び防犯等の生活環境保持に関する対策について、届出内容のとおり適切に対処すること。
- (2) 問題が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により述べられた大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成18年8月14日まで縦覧に供する。

平成18年7月14日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
   スーパースポーツゼビオ米沢店  
   米沢市金池六丁目7番10号外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
   平成18年3月3日
- 3 意見の概要

(1) 意見書を提出した者  
米沢市住民

(2) 意見の概要

店舗北側東角の搬入口の配置は、周辺の交通環境上危険性があるので、市道金池9号(店舗東側)に搬入口を変更願いたい。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行    | 誤 | 正          |
|------------|-----------|-----|------|---|------------|
| 平成18. 6.30 | 第1754号    | 996 | 下から6 | 同 | 平成18. 7. 3 |